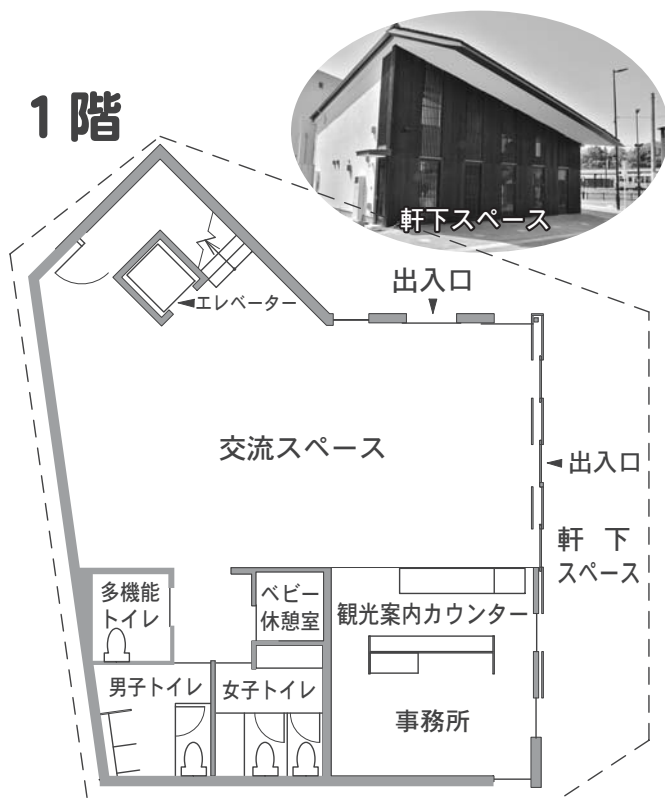


観光交流施設

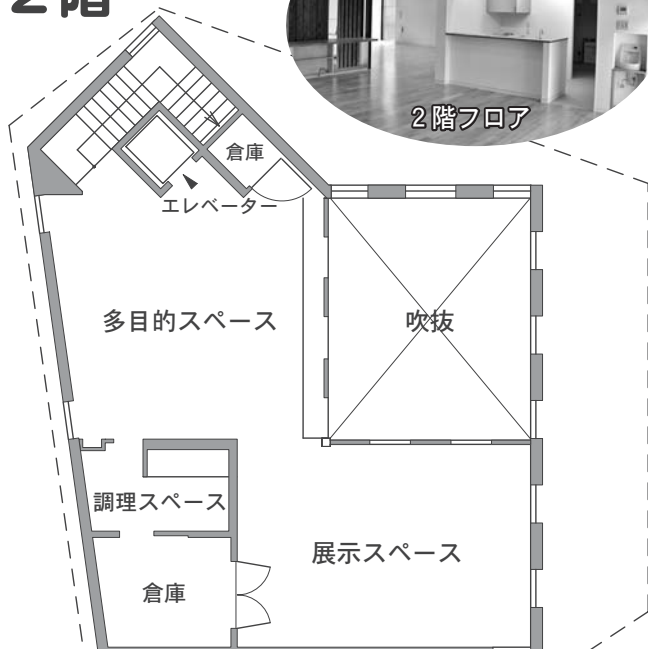
「きらめきファクトリー」が 富田林駅前に5月1日(金)オープン!



1階



2階



●開館日時

利用時間 午前10時～午後9時

休館日 年末年始(12月29日～翌年の1月3日)

●施設の紹介

1階は、観光案内カウンターを中心とした交流スペースで、物販コーナー、休憩コーナー、情報コーナー、トイレ、ベビー休憩室などがあります。

2階は、展覧会やワークショップなど、さまざまなイベントが催される多目的スペースです。

2階のフロアは貸し出しも実施しています。

《2階フロアの利用料》

きらめきファクトリー 利用料金表			利用時間帯		
			午前10時 ～午後9時	午前10時 ～午後3時	午後3時 ～9時
全部利用	非営利目的	月～金曜日 土・日曜日、祝日	4000円 6000円	2000円 3000円	
	営利目的	月～金曜日 土・日曜日、祝日	6000円 8000円	3000円 4000円	
展示スペースのみ利用	非営利目的	月～金曜日 土・日曜日、祝日	2000円 3000円	1000円 1500円	
	営利目的	月～金曜日 土・日曜日、祝日	3000円 4000円	1500円 2000円	

※利用料金の還付基準。

◆利用者の責めによらない理由によって利用することができないとき＝利用料金の全額

◆利用者が利用日前7日までに利用の取り消し、または変更を申し出て市長が相当の理由があると認めるとき＝利用料金の5割(変更の場合は、利用料金過納額の5割)

※申し込み方法など、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 同ファクトリー (☎24)5500

「ついに」展を開催

観光交流施設きらめきファクトリーで初の催しを開催します。

普段は動かない物を電子工作で動かすことに挑戦し、動かすことに成功したものを展示します。

面白い作品がたくさんありますので、ぜひお越しください。

展示期間 5月1日(金)、午後1時～10日(日)、午後6時
ところ 同ファクトリー2階
入場料 無料
問い合わせ 同ファクトリー (☎24)5500



27年度の 2つの給付金 申請を受け付けます

6月1日(月)

●子育て世帯臨時特例給付金

8月3日(月)

●臨時福祉給付金

「子育て世帯臨時特例給付金」は6月1日(月)から、「臨時福祉給付金」は8月3日(月)から、それぞれ申請受け付けを開始します。支給を受けるためには申請が必要で、制度の詳細や支給対象者への案内方法などについては、詳細が決まり次第、広報誌や市ウェブサイトをどうぞお知らせします。

給付金詐欺にご注意ください

「子育て世帯臨時特例給付金」や「臨時福祉給付金」の支給手続きなどについて、市役所などの公的機関が電話や訪問によりATM(現金自動預払機)を利用するように促したり、預(貯)金口座の暗証番号を聞き出したりすることは、絶対にありません。不審な電話がかかってくるたらずに指示に従わず、必ずいったん電話を切り、市役所または最寄りの警察署へご連絡ください。お問い合わせ 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金支給担当(内線286)

毎年5月は 消費者月間です

みんなで作ろう！消費者が主役の社会！！

消費者庁設立から5年が経過しました。この間、消費者を取り巻く環境は大きく変化し、それに伴って消費者トラブルや被害の内容なども変化してきています。こうした中、今後の消費者政策の推進には、これまでの枠組みを超えた取り組みが必要であり、消費者庁、消費者行政担当部局、消費者団体だけでなく、事業者団体、公益に資する活動を

アなども含め社会経済の全ての主体が消費者の利益の擁護・増進を意識して活動することが重要です。

そのため、27年度消費者月間では「みんなで作ろう！消費者が主役の社会！！」を統一テーマとし、消費者が主役となつて選択・行動できる社会の形成に向けた取り組みの促進を図ります。

学びの機会を提供しています

本市では、市民の皆さんに消費生活に関する問題を学ぶ機会を持つていただけよう、啓発リーフレットの配布や出前講座を実施しています。詳しくはお問い合わせください。

相談することが重要です

もし、消費者問題に遭遇した場合は、一人で抱え込まず、気軽に本市や次の機関の消費生活相談をご利用ください。

●市消費者相談室

市役所1階7番窓口奥(内線186)、月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～4時(祝日、年末年始は除く)

●消費者ホットライン

(☎0570(064)370)、月～金曜日は午前9時～午後5時、土・日曜日、祝日は午前10時～午後4時(年末年始は除く) 問い合わせ 商工観光課(内線483)

声の広報、点字広報のご利用を

市では、毎月の広報とんだばやしの主な内容を、往復90分のカセットテープやディジー用録音CDに吹き込んだ「声の広報」を発行しています。

目の不自由な人など、文字の読めない人がご近所、知人におられましたら、この制度を知らせてあげてください。

費用 無料

申し込み 情報公開課(内線326)へ

市社会福祉協議会では、毎月の広報を点訳した「点字広報」を発行し、希望者に郵送しています。

また、市役所1階総合案内窓口にも備えていますので、ご利用ください。

問い合わせ 同協議会(☎(25)8200)

「地方創生」が スタートします

昨年11月に成立した「まち・ひと・しごと創生法」では、急速に進行する少子高齢化に伴う人口減少に歯止めを掛け、首都圏への過度な人口集中を是正するとともに、それぞれの地域で住みやすい環境を確保し、将来にわたって活力のある社会を形成していくことを目的とし、国と地方自治体が一体となって総合的かつ計画的に施策を実施することを定めています。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定

本市においても、27年度中に富田林市版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、市民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の実現をめざし、少子高齢化と人口減少

への対応、地域経済の活性化に資する取り組みをスタートします。

この取り組みに先駆けて、本市では次の三つの事業を先行的に実施します。

- 「市プレママ・ハッピーライフサポート事業」
- 「妊娠の届け出をした人にお祝い品を贈呈」

妊娠時から出産までの経済的な負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができ、妊婦の届け出を促すため、本市で妊娠の届け出をした人にお祝い品を贈ります。

対象者
申請時点で次の条件を全て満たす人
◆本市に住民登録をしている人

◆27年4月1日～28年3月31日(木)までに、本市で母子保健法に基づく妊娠の届け出をした人

お祝い品の内容
地元産品、マタニティ用品、ベビー用品など3万円相当分の品物

※お祝い品は準備が整い次第、順次発送します。
申請の受け付け

6月1日(月)～、申請書類一式を配布しますので、印鑑を持参し、「妊娠届出書」提出時に申請してください。
※4月1日～5月31日(日)までの間に「妊娠届出書」を提出した人には、5月下旬ごろ申請書などを郵送しますので、届かないときはお問い合わせください。

※詳しくは、申請書に添付の案内、または市ウェブサイトに各課のページ「政策推進課」をご覧ください。
問い合わせ
地方創生プロジェクト(内線420)



「市近居同居促進給付金事業」 親子で近居・同居する若者世代に 対して住宅購入費用の一部を助成

若者世代のUターンによる転入促進と転出抑止を図り、また子育てや介護などの相互協力による日常生活での安心感を創出するため、親子での近居または同居を目的として住宅を購入する若者世代に対して住宅購入費用の一部を助成します。

支給要件
本市に1年以上同居住する親世帯との近居または同居を目的として、27年4月1日～28年3月31日(木)までの間に本市で住宅(中古を含む)を取得し、当該住宅に居住する人で、申請時点で下表の要件を全て満たす人

対象者	対象住宅
<ul style="list-style-type: none"> ◆本市に住民登録をしている40歳以下の人 ◆親世帯が本市に1年以上継続して居住している人 ◆27年4月1日以降(建物登記簿の権利部甲区欄の受付日で判定)に住宅を取得した子世帯の世帯主またはその配偶者 ◆当該住宅の建物登記簿における建物所有者(共有名義の場合はその代表者) ※共有名義の場合、子世帯が建物所有権の持分を2分の1以上有していること。 ◆親世帯および子世帯に市税の滞納がない人 ◆市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団密接関係者に該当しない人 ◆過去に同給付金を受給していない人 	<ul style="list-style-type: none"> ◆新築または売買により取得した住宅 ※相続や贈与、その他対価を伴わない取得は対象外。 ◆所有権保存登記または所有権移転登記が済んでいる住宅 ◆関係法令に基づき適正に建築された住宅 ◆自己の居住用に供する住宅 ※別荘や販売・賃貸するための住宅は対象外。 ※併用住宅の場合は、一定の基準を満たせば対象となる場合がありますのでお問い合わせください。 ◆延べ床面積が50㎡以上で、玄関、便所、台所が付設されている住宅

申請の受け付け
7月1日(水)～28年3月31日(木)までに、申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて市役所4階地方創生プロジェクトまで持参(郵送不可)
※ただし、予算がなくなり次第終了します。
※説明書および申請書は、7月1日(水)～、地方創生プロジェクトで配布、または市ウェブサイト各課のページ「政策推進課」からダウンロードもできます。
問い合わせ
地方創生プロジェクト(内線420)

「市消費喚起プレミアム商品券発行事業」

〜プレミアム付きのお得な商品券を発行〜

地域における消費を喚起し、地域経済の活性化を図ることを目的として、市内に所在し、地域振興に貢献する商店などにおいて共通して利用できるプレミアム付き商品券を今年の秋ごろに発行します。

販売価格は、1冊1万円
で1万2000円分のご利用ができる500円券24枚
つづりを予定しています。
プレミアム率（割増率）は
20割となっていますので、
ぜひ、お得な同商品券を有効にご活用
ください。



※今後詳細が決まり次第、広報誌や市ウェブサイトなどでお知らせします。また、同商品券の取り扱いをしていただけの店舗などの募集も予定していますので、ご協力をお願いいたします。
(内線480) 商工観光課

元気なまちづくりモデル事業補助金制度をご利用ください

近年、一人一人の価値観が多様化し、地域にはさまざまな課題が山積しています。

市民協働の基本的なテーマは、これらの課題を解決し、地域を中心とした活気あるまちづくりを進めていくことです。そのためには、これまでの行政主体によるまちづくりではなく、地域が主体性を持てる新たなまちづくりのための仕組みが必要です。



そこで、本市では地域の活性化を支援するため、新たなまちづくり活動を地域が主体となって広域的に実施し、今後のまちづくりのモデルとなる事業に対して同補助金制度を設けていますので、ぜひご活用ください。

※なお、次年度以降の募集はありません。

補助対象事業 広域で取り組む地域活性化のための新規事業（原則）で3年以上継続できる事業

補助対象団体 複数の町会（自治会）による連合体（連合町会）、または複数の町会（自治会）と市民公益活動団体などで構成する連合体（協議体）

補助金額 補助対象経費の10分の9の額で1事業当たり年20万円を限度に3年間補助

申し込み 市民協働課で配布する申請書に必要事項を記入し、5月7日（木）〜6月19日（金）までに同課（内線469、473）へ

※申請書は、市ウェブサイト上の各課のページ「市民協働課（市民活動推進、国際化施策推進）」からダウンロードもできます。

※申し込みの中から、最大5事業をモデル事業として選定します。

戦没者などの遺族に対する第10回特別弔慰金が支給されます

戦没者などの死亡当時の遺族で、27年4月1日（基準日）において、公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない場合に、特別弔慰金が遺族一人に支給されます。

請求期限 30年4月2日（月）まで

対象者 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

※弔慰金の受給権を取得した人がいない場合は、戦没者などの死亡当時の遺族（子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、戦没者と1年以上の生計関係があった三親等内親族）のうち先順位の人。

支給内容 額面25万円（5年償還の記名国債）

※支給を受けるには、請求手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 地域福祉課（内線282）

骨髄バンクドナーに助成金を交付しています

本市では、白血病などの治療に有効な骨髄移植を推進し、骨髄バンクへのドナー登録者増加を図るため、骨髄・末梢血幹細胞を提供された人（ドナー）に対して、助成金を交付しています。

対象者 次の全てに該当する人

- ◎本市に住民登録をしている人
- ◎（公財）日本骨髄バンクが実施している「骨髄バンク」に登録し、提供を証明する書類の交付を受けている人
- ◎骨髄・末梢血幹細胞の提供を25年4月1日以降に完了した人

助成額 骨髄の提供に際して入院および通院に要した日数で1日当たり2万円（上限14万円）

申し込み 市ウェブサイトの各課のページ「健康づくり推進課（保健センターの事業案内）」からダウンロードした骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書に必要事項を記入し、同バンクが交付する提供を証明する書類を添えて、提供を完了した日の属する年度の3月末日、または完了日から14日以内のいずれか遅い日までに保健センター（☎(28)5520）へ（郵送不可）

※必要書類など詳しくは、お問い合わせください。

岩手県大槌町派遣職員の 手記を紹介します

昨年4月から、大槌町で、危機管理室長として業務にあたっていた職員が一年間の任期を終え、本市に戻ってきましたので、その職員が大槌町で体験したことなどを記した手記「大槌町レポート」を掲載します。

大槌町レポート 大槌町での一年を振り返って

消防本部 山中 清隆

私は、昨年4月から一年間でしたが、岩手県大槌町に支援職員として派遣していただき、大槌町の危機管理室で町の防災を担当してきました。

私の任期の間には、津波注意報が3回、大雨、洪水、波浪などの気象警報の発表が12回あり、2月17日に三陸沖で発生した地震による津波注意報の際には、大槌町の沿岸地域に対して「避難指示」を発令しました。

このときに岩手県沿岸の市町村で「避難指示」を発令したのは、久慈市と大槌町だけで、その後地元の新聞にも「空振り」を恐れな

い対応が必要であるとの報道がされました。

しかし、津波注意報の発表時に防災無線から鳴るサイレンにより、東日本大震災当時のことを思い出し、大きなストレスを感じる人が多くいたと聞き、まだまだ震災の傷が癒えず、心のケアを必要とされていることを改めて知ることとなりました。

また、担当業務の一つとして津波避難計画の作成があり、同計画を作成するため、東日本大震災クラスの地震津波が当時より最悪の条件下で発生した場合の新たな津波浸水シミュレーションをし、その結果を示しながら地域の人たちと一緒に避難目標や避難経路を考えるためのワークショップを開催しました。ワークショップでは、避難目標や避難経路について地域の人たちが真剣に議論し、計画策定後には、実際に避難訓練を実施することで、本当にその場所が適地であるのかなどの検証に取り組んでいくことも確認さ



津波に備えた盛り土工事の様子

れました。

大槌町の中でも、特に自主防災への関心が高く、早くから防災に取り組んでいる地区として、安渡地区があります。同地区は、国が進めている町会や自治会単位での防災計画の策定にいち早く取り組み、その計画の実効性を検証するため、自主的に地域防災訓練を重ねておられます。

その活動が先進的である

資源家電4品目のリサイクル料金が変更になりました

資源家電4品目のリサイクル料金が下表のとおり変更になりました。

品目	リサイクル料金	
エアコン	1404円	
テレビ(薄型テレビを含む)	15型以下	1836円
	16型以上	2916円
冷蔵庫、冷凍庫	170ℓ以下	3672円
	170ℓ以上	4644円
洗濯機、衣類乾燥機	2484円	

※一部メーカーによっては、料金が異なる場合があります。詳しくは、家電リサイクル券センター ☎0120(319)6401 へお問い合わせください。

※市の収集運搬費用は、1個につき2700円です。小売店に収集運搬を依頼される場合は、それぞれ料金が異なりますのでご注意ください。

問い合わせ 衛生課 (内線144~146)

スプリング入りマットレスが処理困難物に指定されました

4月から、「スプリング入りマットレス」が、市の粗大ごみで収集できない「処理困難物」に指定されました。なお、スプリングの入っていないものについては、従来どおり粗大ごみとして収集します。処分方法など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 衛生課 (内線144~146)

このことから、27年3月14日に仙台市で開催された「国連防災会議」の「地区防災計画モデル地区フォーラム」で取り組みの発表をするなど、その取り組みが全国的にも評価されている地区となっています。

また、吉里吉里中学校での防災授業では、大槌町の方言で「こすばる(駄々をこねて避難を拒否する)」「人をどのように助けるのか」というテーマに対し、ある生徒からは「避難する場所へ、平時から散歩に行つてどのような所があるかを知つてもらい、私でもあそこまで行つたら、逃げることもできる」「命が助かる」ということを分かつてもらうことで、逃げる自信にもなり、こすばる人がいなくなると思う」との発表がありました。

これは、諦める命を救う「自助、共助の基本」となるもので、東日本大震災を経験した中学生に教えられました。

大槌町では、「今回の災害により、全国から多くの温かい支援をいただきました。あつてはならないことですが、富田林で大きな災害があつたら、必ず応援に行きます」と言ってくれる職員さんにも巡り合うことができました。

「東日本大震災はまだまだ終わっていない」これを被災していない私たちが、いつまでも思い続け、支援を続けることが、被災地の復興につながります。

これからもさまざまな機会に、大槌町の現状をお伝えしていきたいと考えています。

「市高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画」を策定しました

本市では、高齢者をはじめ、全ての市民が健康で生きがいを持って、「すこやか」にいきいきと安心して暮らせるまちをめざして同計画を策定しました。

同計画は、「重度の要介護状態を支える医療・介護サービスの充実」「認知症になっても笑顔で暮らせるまちづくり」「生活支援・介護予防サービスの充実し、高齢者の社会参加の仕組みづくり」「地域包括支援センターの機能強化」を重点施策として、団塊の世代が75歳以上になる37年までの中長期的な視野に立った施策を盛り込んだ計画です。

アンケートに見る高齢者の意識

昨年、要介護認定を受け在宅で生活している65歳以上の1000人を無作為に抽出して実施したアンケートによると、多くの高齢者が介護サービスを利用しながら、住み慣れた自宅での生活を希望されています。また、認知症になっても安心して暮らせるためには、認知症の早期発見・対応ができる体制づくりを進める必要がある、という意見が多くありました。

本市の高齢化率

本市の人口推計は、28年に11万3844人、29年に11万2646人と減少する見込みとなっています。その一方、高齢者人口（65歳以上）は、28年に3万1714人、29年に3万2161人と増加する見込みとなっています。

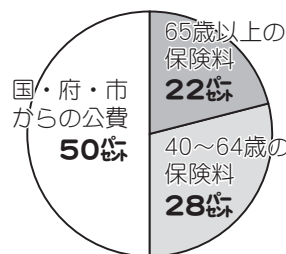
このため、29年には本市の高齢化率は28・6割に達すると予測されています。

第6期の介護保険料

介護保険制度は、40歳以上の人に納めていただく保険料と公費（税金）を財源に運営しています。介護給付費や地域支援事業費、被保険者数などの推

計を基に算出した第6期の基準保険料（月額）は5995円です。また、保険料の負担段階を10段階（第5期）から12段階に改め、より負担能力に応じた設定にしています。

介護保険の財源
(利用者負担は除く)



問い合わせ 高齢介護課 (内線175)

市小規模企業融資をご活用ください

本市では、小規模企業者の皆さんの経営安定と発展を支援するため、事業に必要な資金を低利で調達できるよう、大阪信用保証協会の保証付制度融資を実施し、資金供給の円滑化に努めていますので、ぜひご活用ください。

融資限度額 400万円（すでに利用されている保証協会付融資の残高との合計が1250万円の範囲内となる額）

融資期間 4年以内

融資利率 固定1.3%（金融情勢によって変動することがあります）

信用保証料 同保証協会が定める料率による保証料が必要
※約定どおり融資を完済された人には、約定利率の50%を補給します。また、融資当初の負担を軽減するため融資実行後、信用保証料を一括で支払われた人には保証料の50%を補給します。

※その他、融資限度額の大きい府の制度融資もありますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 商工観光課（内線482、483）

鳥獣による農作物被害防止柵設置 事業補助金を活用ください

近年、鳥獣による農作物の被害が急増していることから、防止対策を進めるため、本市では「市鳥獣被害防止計画」を策定しています。

また、市と地元農業団体などが一体となって「市有

害鳥獣対策協議会」を設立し、捕獲おりを設置するなど、被害防止対策に取り組んでいます。

さらに被害防止対策を推進するため、鳥獣による農作物被害防止柵設置事業補助金をご活用ください。

補助対象物品 被害区域および被害予想区域内の田畑などに設置する次の防護資材など

◎電気柵

◎ワイヤーメッシュなどの防護資材（付帯する杭も可）

※いずれも購入金額が3万円未満の物品は対象外です。

補助対象者 市内在住の農家

補助額 購入金額の10分の8の額で、上限10万円

申し込み 5月7日(木)〜28

年2月29日(月)までに、農業

振興課（内線445）へ

※ただし、予算がなくなり次第終了します。

※「市鳥獣被害防止計画」

は市ウェブサイトの各課の

ページ「農業振興課」でも

ご覧いただけます。

「守りつ 地域で根ざした 思いやり」

5月12日は

民生委員・児童委員の日です

全国民生委員児童委員連
合会では、毎年5月12日を
「民生委員・児童委員の日」
と定め、全国各地で啓発活
動を実施しています。

民生委員・児童委員は民
生委員法、児童福祉法に基
づき、地域のボランティア
として、市民の皆さんの生
活上の相談に応じ、必要な
援助をしています。

介護などの福祉サービ
スや子育てのことなどで心配
事や悩み事があれば、気軽
にご相談ください。

相談内容に応じて適切な
関係機関への「つなぎ役」
にもなります。

また、民生委員・児童委



員には守秘義務があります
ので、秘密は必ず守りま
す。

地域の民生委員・児童委
員を知りたい場合は地域福
祉課へお問い合わせくださ
い。

問い合わせ 地域福祉課
(内線283)

6月1日は 人権擁護委員の日

全国人権擁護委員連合会
では、人権擁護委員法が施
行された6月1日を「人権
擁護委員の日」と定め、毎

年全国各地で啓発活動を実
施しています。

本市では、この活動の一
環として、次のとおり特設
人権なんでも相談を開設し
ます。

人権に関するさまざまな



問題や近
隣のト
ラブルな
ど、身近
なことで
困ってい
ることが
あれば、気軽に相談くだ
さい。

特設人権なんでも相談

とき 6月1日(月)、午前9
時〜正午、午後1時〜4時
ところ 市役所地下904
会議室(内線544)
※当日、直接会場へ。電話
での相談も受け付け。

本市の人権擁護委員

- 池田 義尊さん
 - 岡本 聡子さん
 - 隆崎 永子さん
 - 川口 博夫さん
 - 木下 佳信さん
 - 蔵田 和子さん
 - 阪本 省三さん
 - 鈴木 善勝さん
 - 富士原 貞憲さん
 - 道旗 洋子さん
- 問い合わせ 人権政策課
(内線472)

新しい民生委員・児童委員が 決まりました

民生委員・児童委員とし
て、4月1日付で次の人が
委嘱されました。

●平町一・二丁目担当

奥本 雅三さん (☎25)56
71

●久野喜台二丁目132
139棟担当

服部 榮子さん (☎29)28
89

●寺池台五丁目分譲担当

萩原 恵以子さん (☎28)0
577

問い合わせ 地域福祉課
(内線283)

男女共同参画フォーラム 「Be-in ひろっば」 実行委員募集

地域での男女共同参画を
進めることを目的に、男女
共同参画フォーラム「Be
-in ひろっば」を開催しま
す。同フォーラムでは、分
科会や講演会など年間を通
して実施する予定です。

皆さんも実行委員になつ
て、その企画や運営に携
わってみませんか。

実行委員会は、6月〜28
年3月までの間に、毎月1
回程度開催する予定です。

募集人員 10人程度(性別
不問、男性歓迎)

申し込み 5月20日(水)(必
着)までに、人権政策課に
備え付けの応募用紙に必要
事項を記入し、ファクスま

たは郵送で ☎584・85
11常盤町1の1 人権政
策課 (内線474)・FAX(25)

9037)へ

5月1日～7日は「憲法週間」です

「一人ひとりの尊厳を

大切にすることを

知恵をつたえたい」



5月3日の憲法記念日を
中心とする、5月1日(金)～
7日(休)は憲法週間です。
人は、誰でも自分の夢を
持ち、一人一人がかけがえ
のない存在として、自由で
幸せに生きていきたい、暮
らしたいと願っています。

こうした私たちの当たり
前の願いを憲法はしっかりと
支えてくれていますが(第
11・13・25条)、同時に私た
ちも絶えず努力してこの自
由と権利を持ち続けていか
なければならぬとされて
います(第12条)。

●日本国憲法(抜粋)

第11条(基本的人権の尊重)

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条(自由・権利の保持、濫用の禁止、利用責任)

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条(個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利)

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条(法の下での平等他)

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。(第1項)

第25条(生存権、国の義務)

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。(第1項)

私たちのまち富田にはさまざまな世代、文化、習慣、価値観を持った人が暮らしています。自分たちの生活・権利がかけがえのないのと同様に、相手の人権もまたかけがえのないものです(第14条)。

互いの違いを認め合い、理解するとともに、お互いのアイデンティティを大切にしながら共生する社会。こうした豊かな人間関係と人権意識に裏付けられた、誰もが安心して暮らせるまちをつくるため、この週間に私たちが憲法について考え、家庭や地域で語り合い、その心と知恵を伝え合う機会としましょう。

本市では、この週間に合わせて5月を憲法月間と定め、街頭啓発や特設人権なんでも相談などを実施します。

特設人権なんでも相談

日常生活の中で起こるさまざまな人権問題の解決を図るため、本市の人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料、秘密は厳守します。



とき 5月8日(金)、午後1時～4時
ところ 市役所201会議室(内線201)
※当日、直接会場へ。電話での相談も受け付け。
問い合わせ 人権政策課(内線472)

中央公民館の憲法月間行事

講演会「長寿を生きる」これからの社会・家族に求められるもの」

介護保険法が施行されて15年、高齢者を取り巻く現実と今後の課題について考えましょう。
とき 5月30日(土)、午前10時～11時30分(午前9時50分開場)
ところ 中央公民館
定員 80人(当日、直接会場へ)
参加費 無料
講師 大塚 保信さん(大阪ソーシャルワーカー協会会長)
問い合わせ 中央公民館(☎24)3333

南河内広域 公平委員会が 発足しました

4月1日に、本市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町および千早赤阪村が共同で公平委員会を設置した、「南河内広域公平委員会」が発足しました。

同公平委員会委員が就任されました

26年12月の第4回市議会定例会の同意を得て、4月1日付で同公平委員会委員に次の人が就任されました。

- 西川 道夫さん（寺池台五丁目17の21）
 - 岩城 本臣さん（河内長野市日東町7の14）
 - 澤田 勝さん（大阪狭山市西山台六丁目12の1）
- 問い合わせ 同公平委員会事務局（内線486）

広報ふれあい レポーターを 募集します

広報ふれあいレポーター（ボランティア）になって、広報とんだばやしにあなたの企画で、取材記事を書いてみませんか。

対象者 月々金曜日（祝日は除く）に活動できる市内在住で20歳以上の人

任期 7月1日（水）～28年3月31日（木）

申し込み 郵送で応募の動機とレポーターとして取材してみたいことを原稿用紙800字程度にまとめ、履歴書を同封し、5月29日（金）（必着）までに☎584・8511常盤町1の1 情報公開課（内線326）へ ※採用者には電話でお知らせします。



5月31日は 世界禁煙デー

たばこは、日本人の4大死因である「がん」「心疾患」「肺炎」「脳血管疾患」にかかるリスクを増加させる他、最近では認知症の増加原因であることも分かっています。また、たばこは喫煙者本人だけではなく、たばこを吸わない周囲の人の健康にも大きな悪影響を与えます。

たばこをやめられないのは、タバコの煙に含まれるニコチンの持つ強い依存性が原因です。このような喫煙習慣は「ニコチン依存症」といわれ、治療が必要な病気とされています。



禁煙は自力でするよりも、禁煙補助剤や禁煙外来を利用した方が「薬に」より確実に「費用もあまりかからずに」できます。

禁煙治療は、同依存症診断テストの結果により、健康保険などが適応になり負担額が軽くなる場合もあります。

保健センターでは無料の

禁煙相談も実施しておりますので、気軽にお問い合わせください。

また、本市では「世界禁煙デー」に合わせて、禁煙に関するイベントを次のとおり実施します。

とき 6月2日（火）、午前10時～午後1時
ところ エコール・ロゼ1階アトリウム広場
参加費 無料（当日、直接会場へ）
問い合わせ 健康づくり推進課 ☎(28)5520

総合労働相談コーナーのご利用を 職場の労働問題で悩んでいませんか

大阪労働局では、労働問題に関するあらゆる分野（解雇、労働条件など）の相談を大阪労働局および府内13カ所の労働基準監督署に設置した総合労働相談コーナーで受け付けています。また、電話での相談も受け付けています。

■総合労働相談ダイヤル
とき 月々金曜日（祝日、年末年始を除く）、午前9時～午後6時、☎0120（939）009）
※携帯電話やIP電話などからはご利用できません。
※つながらない場合や携帯電話からは☎06（7660）0072）
問い合わせ 大阪労働局総務部企画室 ☎06（6949）6050）

5月は 宅地防災と ため池愛護月間です



宅地防災月間

宅地災害は、いったん起こると家屋や家財、ときには尊い人命に関わることもなりかねません。

造成中の急斜面、無理な積み方をした石垣、風化の著しい崖面などは、長雨、大雨などにより思わぬ災害を引き起こすことがあります。

「宅地防災月間」は、大雨が予想される梅雨期を前に、宅地造成工事などによって起こる崖崩れや土砂の流出による災害発生を未然に防ぎ、宅地災害をなくそうという目的で実施しています。

府では、この期間中に府内市町村や消防、警察など

宅地防災に関係する機関と協力して、次のような事業を実施します。

防災パトロールの実施

パトロール隊を編成し、宅地造成地や土砂採取地などにおける造成地の防災工事の安全性などについて点検・指導します。

宅地防災技術研修会の実施

宅地防災知識の啓発・普及を図るため、5月下旬に宅地造成事業者、設計者などを対象とした宅地防災に関する技術研修会を開催します。

詳しくは、府建築指導室審査指導課ホームページ http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa/ または市まちづくり推進課

に備え付けの案内チラシをご覧ください。

また、ご家庭でもこれを機会に宅地災害を未然に防止するために、次の点について自宅周辺を点検し、必要に応じて早急に適切な処置をしてください。

◆石垣、擁壁などに亀裂などは入っていませんか。また、割れ目から地下水がしみ出ていませんか。

◆石垣、擁壁などの水抜き穴からうまく水が流れ出ていますか。

◆地盤は沈下していませんか。

◆排水のための溝に泥などが詰まっていますか。
問い合わせ 府審査指導課 (☎06(6210)9720)、市まちづくり推進課 (内線454)

ため池愛護月間

ため池災害は、梅雨・台風期に最も多く発生してきます。

府では、ため池での災害と水難事故を防止するとともに、環境を保全するため、梅雨・台風期前の5月を「ため池愛護月間」と定めています。

本市でも広報活動などを実施しますので、皆さんも次のことなどに注意してください。

ため池を利用する皆さんへ

- ・ごみを捨てないようにしましょう。
- ・地域ぐるみで実施されるため池の草刈りや、水路の清掃に参加しましょう。
- ・水を汚す家庭からの排水

にちよつとした心遣いをお願いします。

- ・ため池や水路の漏水を発見したときは市役所へ連絡しましょう。

子どもを水難事故から守るために

- ・ため池管理者や地域などで設置する危険標識は幼児や児童が分かりやすいものにしましょう。
- ・ため池の安全施設の破損に注意しましょう。
- ・ため池や水路周辺で遊んでいる子どもを見掛けたら注意の一声を掛けましょう。

- ・町会（自治会）などを通じて子どもの水難事故防止について保護者などへ啓発しましょう。

問い合わせ 水路耕地課 (内線495)

新北橋災害復旧工事の 工事期間延長のお知らせ

25年9月の台風18号により、被災し、現在通行止めとなっている新北橋の災害復旧工事の工事期間を7月31日(金)まで延長します。

ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力よろしくお願ひします。
問い合わせ 道路交通課 (内線413)

市消防職員採用資格試験を 実施します

試験職種と受験資格および採用予定人数

左表のとおり

試験職種	受験資格	採用人数
消防職上級 救急救命士 ※1	・昭和61年4月2日以降に 生まれた人 ・大学（短期大学を 除く）を卒業した人	2人 程度
消防職上級	・昭和63年4月2日以降に 生まれた人	

※1 救急救命士は、次のいずれかの条件を満たす人。
・救急救命士の資格を有する人
・救急救命士の国家試験受験資格を取得済みの人

第1次試験日および試験内容

試験日 5月31日(日)
試験内容 筆記試験、性格
適性検査、体力テスト

申込書の交付

5月1日(金)～22日(金)
※市役所人事課、市消防本部消防総務課、金剛連絡所で交付します。
※市ウェブサイトの各課の



市職員の 人事異動

4月1日付の人事異動で、新しく職員を配置しました。

部長級以上の異動は次のとおりです。
▽総務部長 藤田 佳彦
▽子育て福祉部長兼福祉事務所長 北山 泰史

ページ「市消防本部」からダウンロードもできます。

申し込みの受け付け

5月7日(木)～22日(金)（郵送の場合は5月22日(金)までの消印有効）までに、市消防本部消防総務課（☎231123）へ
※申込書の交付、受け付けは、月～金曜日の午前9時～午後5時30分まで。

※いずれの職種においても性別は問いません。また、日本国籍を有しない人も受験できます。

- ▽教育総務部長 嘉田 裕治
- ▽教育総務部付部長兼教育指導室長 植野 均
- ▽消防本部付部長 山中 清隆
- ▽選挙・監査・公平・固定審・農業委員事務局長 村本 正文
- ▽市長公室理事（再任用） 植村 耕治
- ▽市長公室理事（再任用） 西野 好文
- ▽消防署長（理事）兼金剛分署長兼太子分署長兼千早赤阪分署長 竹田 孝行
- 問い合わせ 人事課（内線321）

市立保育所で勤務する保育士 （市非常勤職員、市臨時的任用職員）を募集

～保育士資格をお持ちの
あなたのかを求めたいです～

●市非常勤職員

業務内容

- ・保育業務
- ・時間外保育業務

※任用期間や勤務日、業務内容など詳しくは実施要領をご覧ください。

受験資格

保育士の資格を有する人

試験日・内容

5月18日(月)～22日(金)、書類審査、面接試験

※面接日・時間については、申し込み時に相談の上、決定します。

合格発表

5月末までに本人へ通知

申し込み

いずれも5月15日(金)まで（土・日曜日、祝日を除く）午前9時～午後5時30分

に、所定の申込書に写真を貼って必要事項を記入し、資格証の写しを添えて（こども未来室（内線290）へ（郵送不可）

●市臨時的任用職員 （アルバイト）

※申込書、実施要領は、人事課（内線322）およびこども未来室で配布（市ウェブサイトの各課のページ「人事課」からダウンロードもできます）。

市立保育所で勤務する市臨時的任用職員（アルバイト保育士）を随時募集しています。

勤務時間

- ①午前7時30分～午後0時30分、②午後1時30分～6時30分、③午前8時～午後6時の間で8時間（内45分間休憩有り）など

勤務地

市内公立保育所

時間給

1000円

※業務内容や申し込み方法など詳しくはこども未来室（内線291）へお問い合わせください。

春の 全国交通安全運動

5月11日(月)～20日(水)までの間「横断は、いくつになっても 右左」「自転車は

ルールとマナーが 両輪です」「ちよつとだけ ちよつとで済まない 飲酒事故」をスローガンに、春の全国交通安全運動が実施されます。

期間中、「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本に交通事故防止に向けた取り組みが全国で実施されます。交通事故をなくすためには、一人一人が交通安全に対する意識を高め、基本的なルールを守り、安全な行動を実践することが大切です。
お問い合わせ 道路交通課 (内線416)

レンタサイクル 「かわつちりん」 のご利用を



環境にやさしく、健康増進にもつながる身近な乗り物の自転車を出す「レンタサイクル」「かわつちりん」が、市営喜志駅地下自転車駐車場(☎(24)6293)および富田林駅自転車駐車場(☎(24)9479)でご利用いただけます。

電動自転車も貸し出していますので、観光や仕事、通勤、通学などにぜひご利用ください。
なお、利用方法・料金・時間など、詳しくは利用を希望される駐車場へお問い合わせください。

市アドプト・ロード・プログラム 登録団体募集

市アドプト・ロード・プログラムとは、市が管理する道路などの一定区間を地元町会(自治会)などのボランティア団体や企業などに、清掃・緑化などの美化活動を継続的に実施していただき、市と協力して地域の環境美化に取り組む事業です。

同プログラムの参加団体には、一定の活動区間を設定し、原則月1回以上の美化活動をしていただいております。現在5団体が登録して活動していただいております。

市は、回収したごみの処理や清掃道具の貸し出し、



美化活動中の事故などに備えた保険の加入手続きおよび費用負担などの支援をします。
市が管理する道路などを

継続的に美化活動していただける団体は、ご相談ください。
お問い合わせ 道路交通課 (内線412、414)

タカラダニ・マダニに注意!

5月ごろから初夏にかけて、家屋の外壁やベランダなどにタカラダニという体長1mmほどの小さな赤い虫が発生することがあります。

この虫はマダニと異なり血は吸いませんが、つぶすと赤い液体が出て、洗濯物についてた場合赤いシミになるので注意が必要です。

駆除方法は、有機リン系殺虫剤もしくは熱湯が効果的ですが、梅雨の時期が過ぎると自然といなくなるのが特徴です。

●タカラダニ

- ・赤い色
- ・血を吸うことはない
- ・日当たりの良いコンクリートで見掛ける

タカラダニ



約1mm

マダニ



約2~3mm

●マダニ

- ・黄褐色～茶褐色
- ・草むらなどの茂みに生息
- ・かまれるとなかなか離れない
- ・SFTSなどの感染症になることがある

※マダニにかまれた場合は医療機関を受診し、適切な処置を受けてください。

問い合わせ 富田林保健所衛生課 [☎(23)2681]